

令和8年度高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナー及び個別相談事業業務 業務仕様書

1 目的

県内において、高年齢者の就労希望者が増加傾向にある中、求職活動を行う高年齢者の希望職種と企業側の求人募集にミスマッチが生じており、希望者の70%以上が就職できていない。

この事業では、働く意欲のある高年齢者（概ね55歳以上）を対象として、再就職やセカンドキャリアを考えるために役立つ内容のセミナーを実施するとともに、キャリアコンサルタント等による個別相談会の実施により、高年齢者の経験・能力の再確認や職業選択の幅を広げる機会を創出する。

2 業務名称

令和8年度高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナー及び個別相談事業業務

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

4 業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとし、適宜、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。

(1) 高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナーの開催

働く意欲のある高年齢者（概ね55歳以上）を対象として再就職やセカンドキャリアを考えるために役立つ内容のセミナーを実施すること。

ア 開催回数及び開催場所

- ・開催回数は4回以上とし、北勢地域及び南勢・東紀州地域において各1回以上、中勢・伊賀地域において2回以上開催すること。

※北勢地域は四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の5市5町、中勢・伊賀地域は津市、松阪市、伊賀市、名張市、多気町、明和町、大台町の4市3町、南勢・東紀州地域は伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の5市7町をいう（以下同様）。

イ 開催時期

- ・令和9年1月末までに開催を完了すること。

ウ 開催内容

次の内容について、参加者が再就職を身近に感じ自分のこととして具体的に考えられるよう、工夫して実施すること。また、参加者の相談に応じられるよう、ハローワークやシルバー人材センターの案内ブースを設置すること。

- ・再就職に向けてこれまでの経験をアピールする方法などの知識の習得

- ・ 経験を生かした多様な働き方やセカンドキャリアの例示
- ・ これまでの経験と親和性の高い分野で活躍の場を広げるなど、高年齢者の就業機会拡大を支援する内容
- ・ 高年齢者雇用に取り組んでいる事業所の事例紹介

エ 参加費用

- ・ セミナー参加者の参加費は無料とすること。

オ 開催方法等

- ・ セミナーの開催方法・内容は、高年齢者の就業機会拡大を目的とした講義や事例紹介等とし、1時間30分程度とすること。
- ・ セミナーの実施にあたっては、できるだけ多くの希望者が参加できるよう、労働局、ハローワーク、事例紹介を行う事業所等と開催場所及び開催時期の調整を行い、ハローワーク等が実施する他の高年齢者向けイベントと日程が重複しないよう配慮すること。

カ 目標参加人数

のべ160名

(2) 個別相談会の実施

働く意欲のある高年齢者を対象としてキャリアコンサルタント等による個別相談会を実施し、高年齢者の経験・能力の再確認や職業選択の幅を広げる機会を創出する。

ア 実施回数及び実施場所

- ・ 実施回数は7回以上とし、北勢地域及び南勢・東紀州地域において各1回以上、中勢・伊賀地域において2回以上実施すること。（上記(1)セミナーと同日開催とする。）また、ハローワーク等と共催で開催予定の「高年齢者就職面接会」に合わせて北勢地域において1回、中勢・伊賀地域において2回程度実施すること。

イ 開催内容

- ・ 個別相談会は、高年齢者のキャリア相談に関して相当程度のノウハウや相談実績のある者（キャリアコンサルタントなどの有資格者であること。）が行うこととする。

ウ 参加費用

- ・ 個別相談会の参加費は無料とすること。

エ 開催方法等

- ・ 個別相談会は事前予約制とし、相談時間は相談者1名当たり30分程度とする。また、希望者全員への相談に応じること。

(3) セミナーの周知等

上記(1)及び(2)のセミナー及び個別相談会に関し、チラシ作成・配布、ホームページ等による広報など、幅広く周知を行うこととし、作成するチラシの形式については、A4・カラー両面刷りとすること。また、内容等については、あらかじめ県と協議を行うこと。

なお、チラシについてはセミナー各回1,000部作成し、管轄するハローワークに郵送等又は持参の上で高年齢者への周知に協力を依頼すること。

また、チラシには、「厚生労働省採択事業 令和8年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト」である旨を記載すること。

(4) アンケート調査

- ・上記(1)セミナー参加者を対象に満足度等を把握するため、アンケート調査を実施すること。
- ・アンケート調査の内容については、あらかじめ県と協議を行うこと。
- ・地域活性化雇用創造プロジェクトにおいて、再就職状況調査を実施するため、参加者のメールアドレス（メールアドレスを持っていない場合は、電話番号等）を収集すること。

(5) その他実施業務

ア 管理調整業務

- ・受託者は、本業務の遂行にあたって責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業を進捗管理し、県の求めに応じて適宜取組状況等を報告すること。

イ セミナー開催にかかる業務

- ・セミナーの開催にあたり必要となる会場及び講師の手配、参加者の募集、会場の設営、資料や備品の準備、司会及び受付などの業務については原則として受託者において実施すること。
- ・セミナーの開催にあたって県庁舎の会議室を利用する場合には、あらかじめ障がい者雇用・就労促進課と協議を行うこと。

ウ 関係機関等との調整業務

- ・本事業の実施にあたっては、三重労働局や各市町ハローワーク、三重県シルバー人材センター連合会や各市町シルバー人材センター、公益財団法人産業雇用安定センター三重事務所など関係する機関と連携すること。

エ 他事業への協力

- ・県及び公益財団法人三重県産業支援センターが実施する「事業所向け高年齢者雇用促進セミナー」との連携を図ること。

5 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意の上、業務完了報告書（第1号様式）に実績報告書を添付して県に提出する。

(1) 提出方法

紙（A4両面）1部と電子データ（Word またはExcel）を提出する。

- ・実績報告書は、セミナーの開催状況（参加者数、風景写真等）、アンケート調査結果を基本とする。
- ・委託業務の実施に要した経費について、所要経費の根拠資料（経費内訳及び支出を証する書類）を添付すること。

(2) 提出期限

履行期限である令和9年3月5日（金）までとする。

6 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。

7 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議の上、実施するものとする。

(7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度

の終了後6年間の保存が必要である。

- (8) 飲食に係る経費及び事業に参加する求職者等に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。
- (9) 事業の実施にあたっては、契約後、三重県から別途提示する「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。
- (10) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

8 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 担当 西山、中野

Tel : 059-224-2510 電子メール : syurou@pref.mie.lg.jp

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 へ

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和8年度高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナー及び個別相談事業業務について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名
令和8年度高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナー及び個別相談事業業務
- 2 契約金額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日
令和 年 月 日（ ）

添付書類

所要経費の根拠資料